

下記の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年5月7日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度業務改善活動支援業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約の日から令和7年3月21日（金）まで

2 提案上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プレゼンテーションの日において、静岡県情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格を有している者であること。
- (3) 過去5年間に官公庁を契約の相手方として同種の業務を行った実績を有すること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館6階 静岡県経営管理部行政経営課
電話番号 054-221-2912
E-mail gyoukei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領等の配布

ア 配布期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月24日（金）17時まで

イ 配布場所

静岡県ホームページ（紙資料の配付は行わない。）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeieikanri/1063101.html>

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

参加表明書及び添付書類

イ 提出期限

令和6年5月24日（金）17時まで

ウ 提出場所

上記(1)の担当部局宛に電子データを提出すること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書

イ 提出期限

令和6年6月3日（月）16時まで

ウ 提出場所

上記(1)の担当部局宛に電子データを提出すること。

(5) プレゼンテーション

令和6年6月10日（月）

時間、場所等の詳細は応募締切後に応募者へ通知する。

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者と契約の交渉を行い、提案上限額の範囲内において契約する。

6 その他

(1) 提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加に必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年3月26日静岡県条例第25号）」に基づき、契約

締結時に「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出するものとする。

(4) その他詳細は実施要領及び仕様書等による。